

		旅館・ホテル営業	簡易宿所営業
玄関広間（ロビー）・共用応接室		玄関広間（ロビー）又は共用応接室を有すること。	
玄関帳場（これに類するもの）		宿泊しようとする者との面接に適するものその他当該者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するものを有すること。 ＜省令＞ 一 事故が発生したときその他の緊急における迅速な対応を可能とする設備を備えていること。 二 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること。	
客室	広さ	7㎡以上／1客室（寝台を置く客室にあっては9㎡）以上	客室延床面積33㎡（10人未満：3.3㎡×宿泊者数）以上
	寝具・寝台		上下段の間隔おおむね1m以上
	窓又は採光面	外気に接する部分は、窓又はこれに代わる採光面を有すること。	
設備		適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。	
		客室、玄関広間（ロビー）、共用応接室には、換気装置を有すること。（十分な換気を確保することができる場合は除く。）	
洗面設備	洗面設備	宿泊者の需要を満たす適当な規模の設備を有すること。	
	洗面用水（衛生措置基準）	飲用に適する水を用いること。	
便所		適当な数の便所を有すること。	
		流水式手洗設備を有すること。	
浴室		宿泊者の需要を満たす適当な規模の入浴設備を有すること。（近接して公衆浴場がある等入浴に支障がない場合はなくてもよい）	
レジオネラ条例		① 浴槽湯水を循環ろ過装置を用いて再利用する場合にあっては、次のとおりとすること。 ア ろ過器は、浴槽の規模に応じたる過能力を有し、かつ、逆洗浄等の適切な方法で洗浄又は清掃が行える構造とするとともに、ろ過器の前に集毛器を設置すること。 イ 浴槽湯水の消毒効果の高い場所に消毒装置を設置すること。 ② 浴槽において気泡発生装置等の微小な水粒を発生させる装置を設置する場合にあっては、その装置の空気取入口から土ぼこりが入らない構造とすること。	
おおむね100m以内に学校等がある場合		客室、遊技ホールその他の設備の内部の見通しを遮断する設備を有すること。	